

第3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

I 目的規定における権利擁護の明確化等

法は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とするものとする。 (第1条関係)

II 医療保護入院の入院手続等に関する事項

- 1 精神科病院の管理者は、6月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、医療保護入院を行うことができるものとする。 (第33条第1項関係)
- 2 精神科病院の管理者は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長の同意により医療保護入院を行うことができるものとする。 (第33条第2項関係)
- 3 精神科病院の管理者は、医療保護入院者であって次に掲げる者について、厚生労働省令で定めるところによりその家族等のうちいずれかの者 (2の場合等にあつては、市町村長) の同意があるときは、本人の同意がなくても、6月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、入院の期間 (入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間) を更新することができるものとする。 (第33条第6項関係)
 - (1) 指定医による診察の結果、なお精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項第1号に掲げる者に該当すること。
 - (2) 厚生労働省令で定めるところにより当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じること。
- 4 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に3の同意 (市町村長によるものを除く。) に関し必要な事項を通知しなければならないこととし、当該通知をした日から厚生労働省令で定める期間を経過してもなおその家族等のいずれの者からも3による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかったときは、厚生労働省令で定めるところにより、3の同意を得たものとみなすことができるものとする。 (第33条第8項関係)
- 5 精神障害者に身体に対する暴力等を行った者を、医療保護入院の同意をすること等ができる「家族等」から除くものとする。 (第29条第4項関係)
- 6 市町村長は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかった場合に、都道府県知事に対し、医療保護入院中の者の退院等を請求できるものとする。 (第38条の4関係)

III 措置入院者の入院手続等に関する事項

- 1 措置入院等を行った都道府県知事及び任意入院の退院制限等を行った精神科病院の管理者は、その対象者並びに指定医の診察の立会い等を行った家族等及び医療保護入院等

の同意をした家族等に対し、その措置を行う理由及び退院等の請求に関すること等を書面により知らせるものとする。

(第 21 条第 7 項、第 29 条第 3 項、第 29 条の 2 第 4 項、第 33 条の 3 第 1 項及び第 33 条の 7 関係)

2 措置入院先の病院の管理者は、退院後生活環境相談員を選任し、措置入院者及びその家族等に対し、退院後の生活環境に関する相談援助をさせるとともに、措置入院者又はその家族等の求めに応じ、地域援助事業者を紹介しなければならないものとする。

(第 29 条の 6 及び第 29 条の 7 関係)

3 都道府県知事は、措置入院を行った場合に、その必要性について精神医療審査会の審査を求めなければならないものとする。(第 38 条の 3 関係)

IV 入院者訪問支援事業の実施

1 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち市町村長の同意による医療保護入院者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものに対し、入院者訪問支援員が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業を行うことができるものとする。(第 35 条の 2 第 1 項関係)

2 入院者訪問支援員は、その支援を受ける者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその職務を行わなければならないものとする。(第 35 条の 2 第 2 項関係)

3 入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとする。(第 35 条の 2 第 3 項関係)

4 入院者訪問支援事業を行う都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならないものとする。(第 35 条の 3 関係)

V 虐待の防止に関する事項

1 精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。(第 40 条の 2 第 1 項関係)

2 精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならないものとする。業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができるものとする。(第 40 条の 3 第 1 項及び第 2 項関係)

3 業務従事者は、2 による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないものとする。(第 40 条の 3 第 4 項関係)

4 2 による通報又は届出を受けた都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないものとする。(第 40 条の 4 関係)

- 5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、1の措置又は2の通報若しくは届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告徴収等及び改善命令等を行うことができるものとする。
(第40条の5及び第40条の6関係)
- 6 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。
(第40条の7関係)
- 7 国は、業務従事者による障害者虐待の事例の分析を行うとともに、業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策並びに業務従事者による障害者虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。
(第40条の8関係)

VI 精神保健に関する相談支援体制の整備に関する事項

- 1 都道府県及び市町村等が行う相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者(以下「精神障害者等」という。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならないものとする。
(第46条関係)
- 2 都道府県及び市町村等は、精神保健に関する課題を抱える者に対して、精神保健に関する相談支援等を行うことができるものとする。
(第47条第5項及び第48条関係)
- 3 都道府県及び市町村等は、精神障害者等への支援体制の整備について、関係機関、関係団体並びに精神障害者等及びその家族並びに精神障害者等の保健医療及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者による協議を行うよう努めなければならないものとする。
(第48条の2関係)
- 4 都道府県は、市町村等の求めに応じ、当該市町村等が行う業務の実施に関し、精神保健福祉センター等による技術的事項についての協力その他当該市町村等に対する必要な援助を行うように努めなければならないものとする。
(第48条の3関係)

VII 指定医の指定制度に関する事項

指定医の指定のための研修に関し、厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修は、指定の申請前3年以内に行われたものまで有効とすること。
(第18条第1項関係)